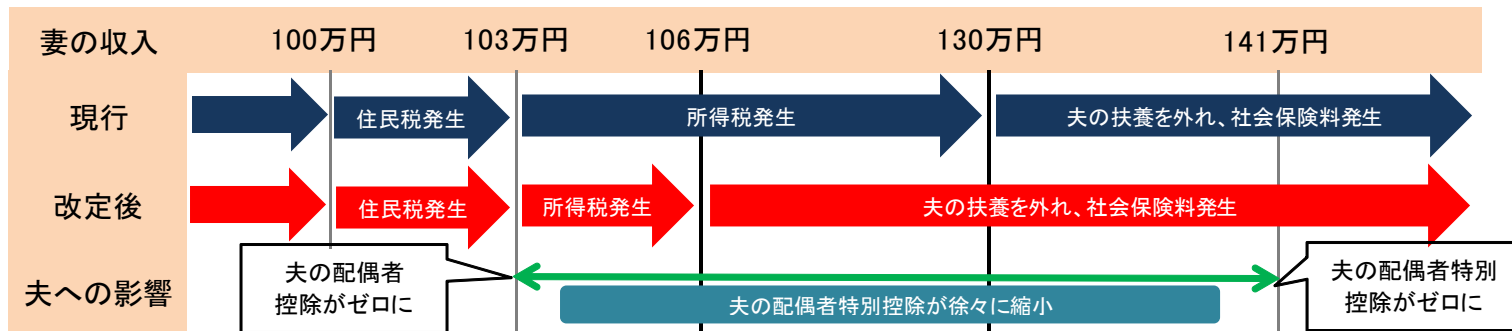


2016(H28)10月から厚生年金加入義務(掛け金を支払う)が生じ、このため、「厚生年金44年加入特例」年金が支給されなくなる。  
 ダブルパンチ！ 年間100万円の収入減に。  
 妻も130万円の壁が取り払われる。

### 妻の収入が106万円を超えると社会保険料が発生する

(控除を受ける夫の年間合計所得は1000万円以下)



# 社会保険加入条件の拡大と厚生年金44年加入特例 1 / 4

## 1. 社会保険の加入条件の拡大とは

2016（H28）年10月から社会保険加入条件の拡大される。これは保険料を納める人を増やし、財源を確保しようという狙いがある。これが私たちにどう影響するのか。

現 行	2016（H28）年10月以降
<ol style="list-style-type: none"><li>勤務先の会社が社会保険に加入している事業所（適用事業所）であること</li><li>正社員の4分の3以上（週30時間以上）勤務実態があること</li><li>会社が雇われた契約期間が一定期間あること</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1週間の所定労働時間が20時間以上</li><li>月額賃金88,000円以上（年収106万円以上／残業代や交通費などは含まない）</li><li>継続して1年以上雇用されることが見込まれること ※平成31年以降は従業員500人以下の事業所も適用予定です。</li></ol>
	↓
	60歳超契約社員で隔日（週3日）勤務を選択した人が該当する可能性がある
	↓
	「44年加入者特例」から除外

## 2. 厚生年金44年加入特例とは

(1) 公的年金制度は、61年4月以降、老齢厚生年金は60歳から65歳からの支給と変更した。ただ、5年間年金が受け取れなくなると、老後の生活設計に大きな影響がある。そのため、暫定措置として60歳代前半のみ支給される年金制度を新たに作り、「暫定的に支給をする」ことにした。これが、「厚生年金44年加入特例」

### (2) 「厚生年金44年加入特例」の受給資格

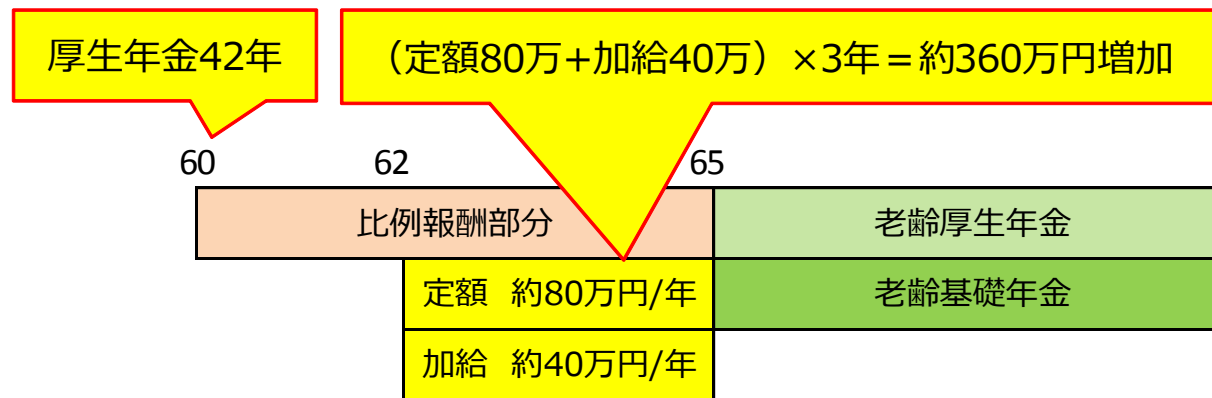
- ①男性は1961（昭和36）年4月1日以前に生まれた人、女性は1966（昭和41）年4月1日以前に生まれた人。  
※なお、これ以降の生年月日の人（男性：昭和36年4月2日以降、女性：昭和41年4月2日以降）は、まったく受け取れなくなる。
- ② 厚生年金保険の被保険者ではない（例：退職しているか、職後働いていても、**厚生年金に加入していなければ退職とみなされる人。**）
- ③厚生年金保険の被保険者期間が44年（528カ月）以上ある人。  
※加入期間は、「ねんきん定期便」で確認すること。



## 3. 厚生年金44年加入特例の適用例

Aさんは、高校を卒業してから就職し、60歳時点での厚生年金の加入期間が42年となる。Aさんが60歳以後も厚生年金に加入して、加入期間が44年になる62歳で退職すると、退職した月の翌月（月末退職は翌々月）から、長期加入者の特例による年金を受給することとなる。

Aさんに加給年金額の対象となる妻がいれば、65歳に達するまでの3年間に定額部分と加給年金額が増額となり、通常よりも約360万円年金額がアップすることになる。



- (1) 44年になって、厚生年金の被保険者でなくなると、黄色部分が支給される。
- (2) 44年になっても、引き続き厚生年金に加入している間は支給されない。

# 社会保険加入条件の拡大と厚生年金44年加入特例 4 / 4

## 4. 厚生年金44年加入特例の適用例 — NTT労働者の場合

「厚生年金44年加入特例」の受給資格のうち、厚生年金保険の被保険者ではないこと、という条件がある。これは、退職しているか、もしくは職後働いていても、厚生年金に加入していなければ退職とみなされることを意味する。

### 週3日勤務の賃金

	年度末年齢							
	63歳以上		62歳以下					
			非加算地域		3級加算地域		2級加算地域	
時間賃金 (円)	930	930	1,000	1,000	1,062	1,062	1,125	1,125
出勤日数 (日)	12	13	11	12	11	12	11	12
1日の労働 (時間)	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
月額賃金 (円)	83,700	90,675	82,500	90,000	87,615	95,580	92,813	101,250

- (1) 現状、隔日（週3日）働くと、出勤日数（出勤曜日で異なる）、時間給、勤務時間により、以上の通りとなる。
- (2)     内該当者は、厚生年金加入の義務が生じる。
- (3) 厚生年金加入者は、「厚生年金44年加入特例」の受給資格を失う。
- (4) 「厚生年金44年加入特例」年金の受給資格を失うと、年額約120万円（定額約80万円、加給約40万円）収入減となるばかりか、厚生年金保険料年額約15万円の負担増となる。

# 社会保険加入条件の拡大と第3号被保険者 (1 / 2)

第3号被保険者：厚生年金や共済年金に加入している方によって扶養されている方【いわゆるサラリーマンの主婦】

現 状	
年収103万円以上になると	年収130万円以上になると
<p>年収103万円（月間およそ86,000円超）の収入を得れば、<b>所得税</b>がかかる。それ以下であれば所得税は0円。 パートの<b>税金</b>は、収入が130万円の範囲内であれば、約（年収-103万円）×10%。 また、ご主人の「<b>配偶者控除</b>」（納税者の所得から所得税38万円、住民税33万円の控除を受けられる制度）が使えなくなる。しかし、その代わりに「<b>配偶者特別控除</b>」が発生するので、一気に税負担が上昇するわけではない。</p>	<p>年収130万円（月収約11万円）の収入を越えると、「第3号被保険者」から「第2号被保険者」へ変更され、「社会保険」でいう「扶養」の範囲を超えてしまう。 サラリーマンの妻の場合、社会保険上の扶養となることで「健康保険料（社会保険料）」および「国民年金」（国民年金については第3号となり、年金保険料を支払ってなくても「支払っているもの」としてカウントされる）の保険料が免除されている。 つまり、130万円を超えた場合、<b>税金</b>（所得税や住民税）以外に「<b>健康保険料</b>」および「<b>国民年金保険料</b>」の支払いが必要になってくる。 この負担は129万円まではかからず130万円になった瞬間から発生する料金。 健康保険料はおおよそ、月額5,000円程度、国民年金保険料は15,020円（平成23年度）です。合計すると月間で2万円、年24万円の負担増となる。 つまり、130万円超150万円くらいまでのパート収入になる場合は130万円未満にパート収入を抑えたほうが逆に得という逆転現象が起こる。 年130万円を超えるつもりであれば、収入が年に170万円以上になるくらいの仕事にしないと逆にプラスにはならない。</p>
2016(H28)年10月以降	
変わらず	年収106万円（月収88,000円）の収入を越えると、「第3号被保険者」から「第2号被保険者」へ変更され、「扶養」の範囲を超えて「 <b>社会保険</b> 」（健康保険・国民年金）に加入することになる。

## 社会保険加入条件の拡大と第3号被保険者 (2 / 2)

「今までと同じ労働条件でパートを続けて、社会保険に加入するか」。あるいは「年収を106万円未満に調整し、社会保険に加入しないか」問われる。

### 年収106万円（月収88,000円）上回る場合

	Aさん		Bさん	
	現在	2016 (H28)年 10月以降	現在	2016 (H28)年 10月以降
月額賃金 (円)	86,000	86,000	92,000	92,000
雇用保険料 / 月	500	500	500	500
健康保険料			—	4,000
介護保険料			—	1,000
厚生年金保険料			—	9,000
所得税 / 住民税			—	0
手取り額	85,500	85,500	91,500	77,500
			14,000円の減収	

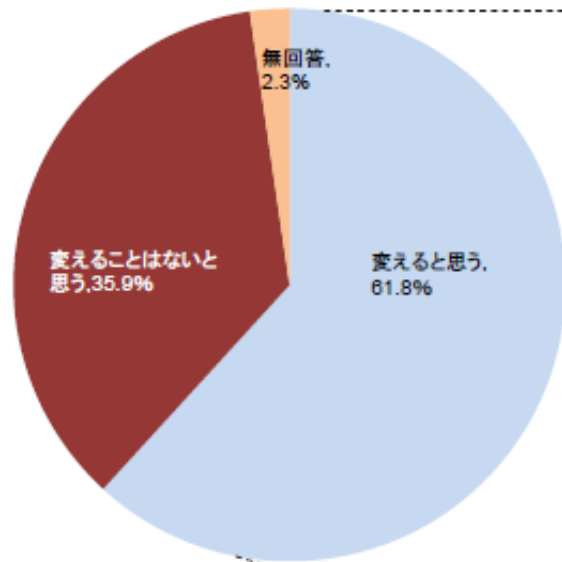
# どう働くか、どう対応するか—厚労省アンケートから

厚労省「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」(H27.10.2)

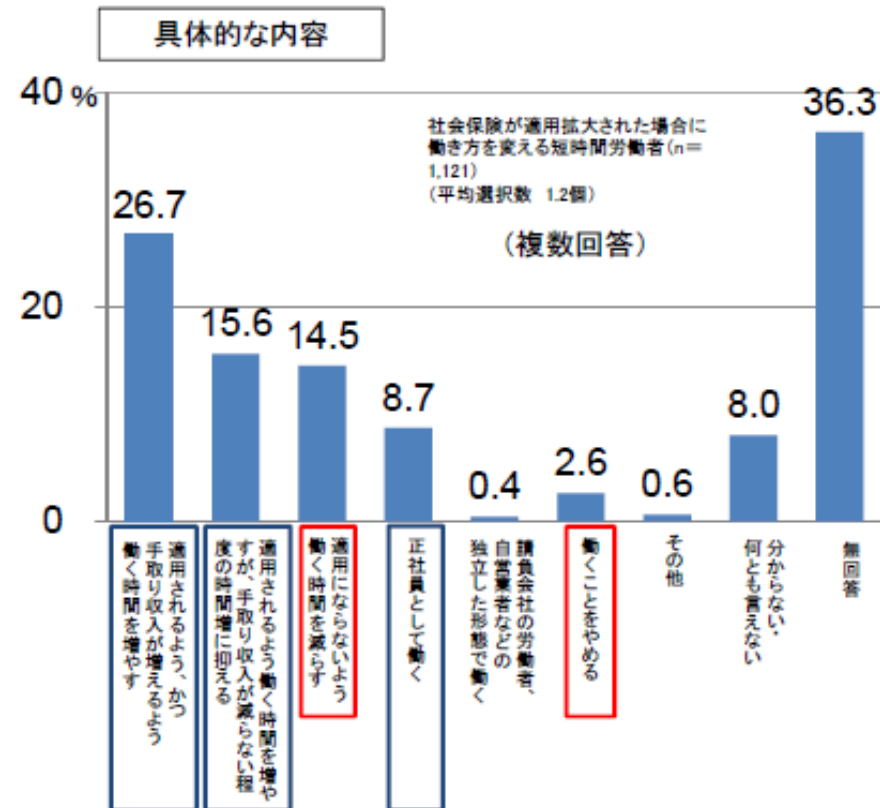
## 適用拡大と短時間労働者の働き方に関する調査

○ 社会保険の適用拡大に対する労働者の対応は、手取り収入の確保のため長時間化を図る意向がやや強い。

社会保険が適用拡大された場合、現在の働き方を変更するか



社会保険の加入状況について有効回答のあった短時間労働者で、現在、第1号あるいは第3号被保険者であるか、加入していない者(n=1,814)



(資料) (独)労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」(2013年)



# どう働くか、どう対応するか—N関労の要求

## 社会保険の適用拡大と60歳超え契約社員の問題について（MEへの16春闘要求）

- (1) 時間給1,000円の60歳超え契約社員で週3日勤務の場合は、出勤日数12日以上（今年9月を例にとると週休パターンが「火・金」、「水・金」、「木・金」以外は、出勤日数12日以上）のとき月額賃金が88,000円以上となり、今年10月以降厚生年金保険料などの支払い義務が生じる。また、2級加算地域の時間給1,125では、今年9月を例にとると全員が出勤日数11日以上であり、今年10以降厚生年金保険料などの支払い義務が全員に生じることになる。
- (2) 時間給930円の60歳超え契約社員で週3勤務の場合は、出勤日数13以上のとき月額賃金が88,000円以上となり、今年10月以降厚生年金保険料などの支払い義務が生じる（今年9月を例にとると週休パターンが、「月・火」「月・水」「月・木」は、出勤日数13日以上）。  
特に、N関労東京第14-10で指摘したように、時間給930円の60超え契約社員の場合は、厚生年金保険料の加入義務が発生すると、年間約80万円の基礎年金が受給できなくなる（44加入者特例の適用外となる）社員も多く、生活に大きな影響を及ぼす。
- (3) よって、社会保険の適用拡大要件に該当しないよう適切な措置をすみやかに講じること。

《NTTの回答》「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」については、現在、具体的内容については、現在、具体的内容について、検討されているものと認識しており、回答することができません。

保険に加入するなら、もう少し長い時間働かないと手取り額が減ってしまう。  
前頁の厚労省「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」（H27.10.2）でも明らかなように「勤務時間を減らしたい・増やしたい」といった要望が労働者から出てくるはず。NTTは、そのような要望を踏まえて対応すべきだ。